

	指摘事項	対応措置
企画部		
法務文書課	公印保管者の承認を得ずに公印を使用しているのがみられた。	告示における公印の使用については、通常、担当課の職員が告示番号簿に必要事項を記載したうえ、当課の職員が決裁文書などを確認し公印保管者印を押印してから、行わせることとなります。ご指摘の件については、担当課の事情により例外的な対応となった際、押印を遺漏したものでありますが、今後は、あらゆるケースで適切に対応してまいります。
地域医療課	病院事業未収金収入に係る領収済通知書について、誤った日付で領収印を押印していた。	全ての債権回収を業務委託したため令和5年度以降現金収納を行わないこととしておりますが、同様の事務が生じた際は、誤りのないよう複数人でチェックすることとしております。
	令和3年度新中核病院整備事業費補助金について、補助金の交付決定通知書に不備があった。	補助金に係る交付決定等の事務執行に当たっては、決裁時に交付要綱を添付し文書等をチェックするとともに、交付決定通知書等の送付時にも、再度複数人で内容を確認しております。

	指摘事項	対応措置
岩木総合支所		
民生課	令和3年度の現金出納簿について、適正に記載していなかった。	<p>会計管理者より総合支所窓口払分として、民生課公金受取口座に入金された2件のうち、一般会計分のみ記載し、介護会計分の記載を失念したものです。</p> <p>指摘事項を受けて、記載漏れの介護会計分を現金出納簿へ記載いたしました。</p> <p>今後、会計管理者より支払証書が到着した時点で、支払証書、通帳及び現金出納簿を複数人で確認することとし、現金出納簿へ係長が確認印を押印することとします。</p>